

第 5 次地方分権一括法による高圧ガス保安法の都道府県知事の事務及び 権限の指定都市の長への移譲等について

平成 30 年 3 月 16 日
ガ ス 安 全 室

対応状況

第 5 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号））により、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）における都道府県知事の事務及び権限は、一部を除き、平成 30 年 4 月 1 日から指定都市の長に移譲されることとなった。

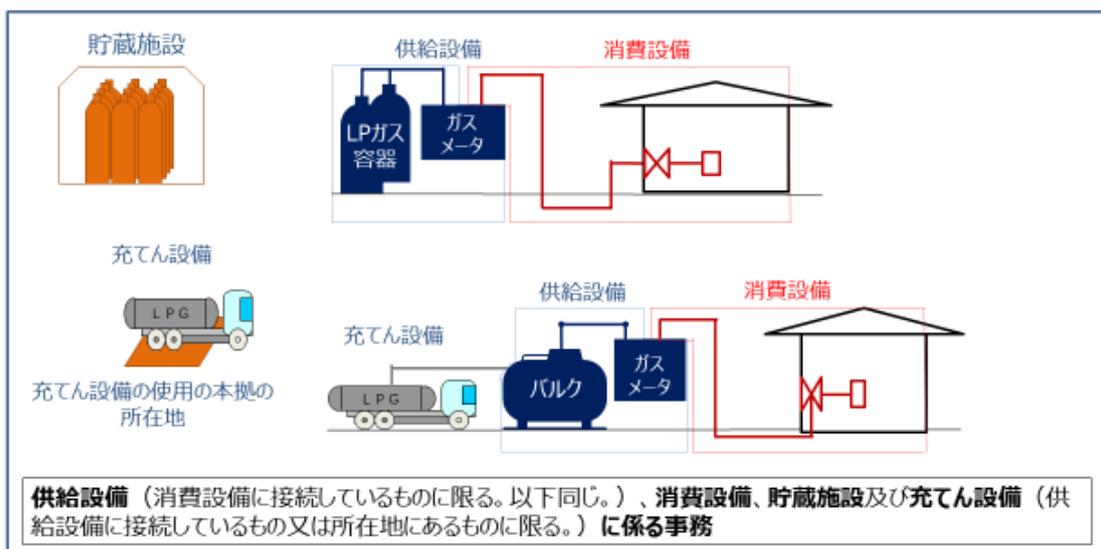
これに伴い、下記に掲げる法令の改正を行ったところ。

○平成 29 年 7 月 20 日公布済

- ・高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 198 号。以下「令」という。）

一方、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に係る事務等は、令第 22 条（都道府県知事が処理することが適当な事務）に基づき、指定都市の長に移譲される事務から除かれた。

高圧ガス保安法施行令第 22 条第二号から五号への対応



(参考)

高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号）（抜粋）

（大都市の特例）

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共の安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 198 号。）（抜粋）

（都道府県知事が処理することが適当な事務）

第二十二條 法第七十九条の三の政令で定める事務は、同条に規定する都道府県知事が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものとする。

一 （略）

二 液化石油ガス法第二条第四項に規定する供給設備のうち、同条第五項に規定する消費設備に接続しているもの（第五号において単に「供給設備」という。）

三 液化石油ガス法第二条第五項に規定する消費設備

四 液化石油ガス法第三条第二項第三号に規定する貯蔵施設

五 液化石油ガス法第三十七条の四第一項に規定する充てん設備のうち、供給設備に接続しているもの又は同項に規定する経済産業省令で定める所在地にあるもの